

議長（志村 忠昭）

これをもって、6番、村岡議員の質問を終わります。

次に、4番、村井保夫君。

議員（村井 保夫）

4番、村井保夫。

質問は、2つあります。

まず1点目といたしまして、今年度から、行財政改革の一環として可燃ゴミの一部ごみ収集業務について民開委託となりました。

その中で、ゴミ収集車の4車から3車への減車で一部地域での集積業務が午後に変更となった地域もあります。

我が白方地区も午後の回収となりましたが、自治会員に対しての説明をしてご理解、ご協力を得たと思っておりますが、その他の自治会からの苦情はどうなっているのでしょうか。

また最近では各自治会に入会しない家庭が多くあると聞きましたが、可燃ゴミ収集に対して何か対策は取られているのでしょうか。

また先日の自治連合会の総会において、小自治会の資源ゴミ回収についての質問、要望がありましたが、今後は民営化を図ったのですから、リサイクルセンターで、月に1回の日曜日の午前中だけでも受け入れは出来ないものなのでしょうか、お答えをお願いします。

2点目は、3月議会でもお聞きしましたが、今年度より新しく始まった農地中間管理機構は現在どの位まで進んでいるのでしょうか。

町広報とか農協のきらりなどでの周知がまだ行われていないと思われませんがどうでしょうか。

その中で説明資料では、1. 地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け、2. 農地中間管理機構は、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付け、3. 農地中間管理機構は、当該農地としての管理、4. 農地中間管理機構は、その業務の一部を市町村等に委託し、農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で農地集積又は耕作放棄地解消を推進、とありますが、基盤整備等の条件整備に必要な最低限の面積をお聞かせください。

又機構が借り受け、保全管理する農地として、借り受希望者がいない場合は、滞留防止の観点から、機構は農地を借り受ない。

ただし、市町村またはJA等に借り受者の掘起し意向があれば（以下の例として）機構が農地を借り受け保全管理、これは、農地中間管理機構支援事業により保全管理ということです。

また、就農希望者が研修後、就農予定の場合、担い手が新規雇用により規模拡大予定の場合等ありますが、農地の借り受契約が出来ない場合もあると書いてありますが、これで本当に耕作放棄地対策になるのでしょうか。

お聞かせください。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員のご質問のうち「ゴミの収集業務について」お答えをさせていただきます。

ごみの収集業に関しましては、今年度から行財政改革の一環として可燃ごみの収集と資源ごみの一部の収集は外部委託となりました。

現在、その他の資源や不燃、粗大ごみに関しては、町現業職員が回収に伺っておりますが、いずれは、民間委託に移行していこうと考えております。

村井保夫議員ご指摘の自治連合会の総会において町民の方よりご要望があった、休日のリサイクルプラザへの受け入れに関しましては、実現できるよう検討しているところですので、もう少し時間を頂きたいと考えております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他のご質問に対しましては各担当課長より答弁をさせていただきますのでよろしくお願いを致します。

環境課長（中野 弘之）

村井保夫議員のご質問である「ごみ収集業務について」お答えいたします。

本年、4月1日より島嶼部以外の町内すべての可燃ごみ及び資源ごみの一部の収集運搬業務につきましては、外部委託を行っております。

外部委託に伴う可燃ごみの収集につきましては、業務の効率と経費の削減を図る為、直営では4車にて収集を行っていたのを、3車で行うようになりました。

その為、ごみの量や集積場の場所、道路交通量及び時間帯を総合的に勘案し、収集ルートの見直しをした結果、議員のご指摘の通り、収集の時間帯が大幅に遅くなった地域が出来てしまい、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。それで、委託業務が始まった4月から数件の自治会よりご指摘を受け、皆様にご理解を得る為に収集時間帯の変更についてのお願ひ文章を回覧し、又カラス対策として防鳥ネットの支給を行ってまいりましたところであります。

尚、収集時間帯もある程度定着しましたのか、5月からは収集についての苦情は今の所出ておりません。

次に、ごみの収集についてですが、近年豊原地区や四箇地区において宅地開発による小規模な団地が出来ております。

可燃ごみについては、通行の妨げにならない箇所に集積場をもうけて、3戸数以上の申し出があれば自治会に未加入であっても現地を確認して良ければ収集を行っております。

不燃、粗大、資源ごみについては、可燃ごみ同様の件数では収集ができないため、開発業者との打ち合わせの際、近隣の自治会に入るようお願いをしている所であります。

しかしながら、実際には多くの方が自治会へ加入されないのが現状で、資源ご

み等についてはどうして収集ができないのかと言う苦情が多々あります。しかし、いくら外部委託をしても資源ごみ等の収集は収集かごや網の管理、集積場のスペースの問題があり、戸数の少ない自治会や未加入者につきましては、リサイクルプラザに個々で搬入していただく事になっております。今後住民サービスの向上として、先程も町長が申しました様に資源ごみ等の休日受け入れも検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜ります様お願い申し上げます、村井保夫議員への答弁とさせていただきます。

産業課長（神原 宏一）

村井議員ご質問の 2 点目「農地中間管理機構について」答弁を申し上げます。

昨年 12 月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が制定され、都道府県ごとに農地中間管理機構が設置されることとなり、香川県では本年 4 月 1 日に公益財団法人香川県農地機構が設立され、農地の利用集積に向けた取り組みが始まったところでございます。

その業務のひとつとして、地域の実情に即したきめ細かな活動ができるよう農地集積活動を専門的に行う農地集積専門員が採用され、本町へは 5 月 7 日から 2 名が配置されております。

また、農地の借受け募集については、4 月 30 日から 5 月 30 日の間で実施され、本町では 1 認定農業者・2 集落営農法人からの申し出があり、現在、農地貸付希望者の掘り起こしを行なっているところでございます。

今後、農地の借受け希望者と貸付希望者のマッチングが整い次第、所定の手続きを経て、貸付が開始されることとなります。

広報周知につきましては、本町のホームページや「広報たどつ」に掲載したほか、JAにおきましては数種のパンフレットを組合員全員に配布をしたところでございます。

今後とも積極的に広報周知を図ってまいります。

次に、基盤整備に係るご質問についてでございますが、香川県農地機構は、機構が実施する基盤整備等の費用が農地の賃借料に加算となることから、畦畔撤去などの軽微な整備工事しか計画をしておりません。

そのため、本町をはじめ県内市町は、説明会等で農地の集積や耕作放棄地解消が促進できる対策を実施するよう要望をしているところでございます。

また、農地中間管理機構が、「借受け希望者がいない場合には、滞留防止の観点から、機構は農地を借受けない。」のでは、耕作放棄地対策になるのかとの議員のご指摘につきましては、理解できるものではございます。

しかしながら、貸付希望者の農地を全て借り受けた場合、大量の滞留農地が発生し、その農地の保全管理の方法や費用をどうするのかという問題も生じてま

います。

こういったことから、香川県農地機構としては、まず1年間運用したうえで、課題を洗い出し、本来の目的が達成できるよう改善を図っていくこととしています。

本町といたしましても、配属された農地集積専門員とともに積極的に情報収集や意見交換を行いながら、農地の集積、耕作放棄地の解消に努めてまいります。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で、村井保夫議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、村井保夫議員、再質問があればお受けいたします。

議員（村井 保夫）

ゴミ収集に関しては、検討しているとの回答がありました。

ありがとうございます。

また、その中でですね、町行政は町民の生命財産を守っていかなければいけないとあります。

また町民の生活をも守らなければいけないのではないかと思います。

昨今は共稼ぎの家庭も大変多くなったと思います。

その為には、まず小さい自治会、その辺も優遇して、先程言ったように、日曜日のリサイクルセンター、午前中だけでも開けてもらって資源ごみの回収をお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

是非とも実行できるようお願いしたいと思います。

それと、二つ目の質問であります、今まで農業委員会を通じて農地の利用権設定をしていましたが、これを解約し、農地中間管理機構を通すことによって貸し手に対し一反2万円の補助金が出るようになるのでしょうか。

また、この辺の回答もよろしくお願いします。

そしてまた、農地集積に関しては大変難しい問題があると思いますが、いかがでしょうか。

お聞かせください。

農地中間管理機構は、全農地とありますが、先程古川議員が仰っておいりました農振地域外も入るのでしょうか。

全農地という事で、対象にはなると思うのですが、いかがでしょうか。

よろしくお答えください。

以上です。

産業課長（神原 宏一）

農地中間管理機構の利用権設定の事につきましては、確か、一回利用権設定という部分で、一回その解約をするという事については、ちょっとこの場

で答弁、それからもう 1 点の部分についても資料として、明確な答えができません。

いずれにいたしましても、農地中間管理機構、今始まったところでございますので、そういう面で農地集積専門員の方と地元地域の方へ入って頂いて、色々なケースを想定しながら、対応して参りたいと考えておりますので、そういう中で、問題点等をご指摘いただけたらと考えておりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

議員（村井 保夫）

大変ありがとうございました。

農地中間管理機構に関しましては、ここで言うのもなんなのですが、国の方の要望なんです。

例えばですね、地域特性があると思いますので、多度津の実情に合った要望に変更して頂けるよう、県の方へ要望して、是非とも早い段階での 10 年後で、5 割から 8 割、30%アップという目標がありますので、その目標が達成できるよう、また小さな地域特性を生かした補助の要望をお願いしたいと思います。以上です。終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、4 番、村井保夫議員の質問を終わります。

これをもって、昼食休憩に入りたいと思います。

再開は、午後 1 時から再開を致します。